

三 教 会 同 — 政 治 · 教 育 · 宗 教 と の 関 連 に お い て — (二)

土 肥 昭 夫

六

つぎに三教会同に關するキリスト教の反響をみよう。『中外日報』はキリスト教でこの計画に反対するものは少數で、大半は賛成である。その理由はキリスト教がこれまで繼子（ままこ）扱いにされてきたが、この事がこの計画で緩和されるからである。そして組合教会が最も歓迎し、日本基督教会、日本メソジスト教会、聖公会も必ず代表者をおくるだろうとみてゐる（「三教会同と基督教」『中外日報』一・二五）。たしかに大勢はそのとおりであった。しかしキリスト教の各派はこの会同に關して正式の機關で決定したり、また仏教のような運動を教派としてこころみたわけではない。この会同に対する反響はもつばら個人の見解発表という方法でなされた。⁽²²⁾ その上賛成、反対といつても、どういう根拠からこれらがなされたかが問題であろう。そこでこの会同に対するキリスト教の反響を政治と宗教、教育と宗教、諸宗教とキリスト教との関連という三つの領域に一応わけて考えてみよう。

まず政治と宗教との関連でおこったキリスト教の反響をみよう。会同の賛成者の一人浮田和民は政府の文教政策としてこの計画の歴史的意義をこうのべる。「前内閣の時内務省は警察権により危險思想を取り締り、社会主義を撲滅せんとして却つ

て社会主義よりも恐ろしき無政府主義を出現せしめ、途方もない失策を為した。実際政府の権力にて危険思想の取締りを為さんは、今日不可能のことである。立憲政体の国家に於て之を為す時は、憲法上国民に保障されるる言論、著作、集会、結社等の自由を破壊し、非立憲的行動に陥ることは前内閣時代に於て証明された事実である。今や当局者は直接警察権によつて危険思想の取り締りを為すの愚作を棄て間接宗教によつて国民道徳の涵養を計らんとしつつあるは穩當なる政策である。前内閣の時には単に神社仏閣を尊敬せよという様な訓令を発したから中にはこれを誤解して基督教を排斥するものとなし、地方教育者の中には学生に向つて今後基督教の会堂に参詣す可らずと警戒をえた者もあるやに聞いたが床次君の計画は三教を公平に認めてその会合を求むることであるから我等は喜んでこれに賛成の意を表するものである」（「内務省の宗教方針」『太陽』111）。

たしかに浮田のいうとおり、警察権力をもつて危険思想をとりしまり、神仏崇敬を上より訓令するよりは、三教を公平にみとめ、尊重し、これによつて国民道徳を養成する方が穏当な文教政策といえるであろう。この点は会同反対者の一人柏木義円もみとめている。しかしながら三教会同が、浮田の考えたように、「官民協同の方針にて信仰の自由を束縛せず、又た政府の保護を加えて三教を支持するという形式によらず、共に社会公共の事に關する合議を為す」（同上）ものであり、「至極結構の事」（同上）として手放しで歓迎することができるかどうかは疑問である。床次は「私見その一」であきらかにしたように三教を天皇制国家体制を支持するためを利用し、しかもこれを國家権力によつて実現しようとしているからである。近代政治学者浮田もたしかに近代国家においては政治が宗教に干渉せず、その権威を尊重し、その自由を保証しておけば、宗教は健全な発達をとげるという、宗教と政治の原則を十分承知し、さきの論文でもこれをとなえている。しかし三教会同はこの原則を生かしたものかどうかは別の問題である。彼がこれを肯定しているということは要するに床次の意図を十分理解しない現実認識の不足、さらには天皇制国家体制における信教の自由に関する認識のあやまりに由来するものとみられる。

三教合同に賛成したキリスト教指導者の大多数は床次の提案が文明の開発と国民道徳の伸張における宗教の役割をみとめ、宗教尊重の機運をうみ出したものとして歓迎した。たとえば小崎弘道は、政府は從来国民道徳の振興を考える場合宗教を無視してきたが、今やこの会同によつて無宗教政策をあらためた。教育界もこれまでの宗教度外視の教育方針を再検討するだろうし、国民の宗教心も幾分か刺激されるであろうと期待した（「官憲と宗教の握手」『六合雑誌』三、『國家と宗教』一九一三・三）。日露戦争のとき非戦論をとなえたメソジスト教会牧師白石喜之助も現在の風教の頽廃と自我主義の横行は神の畏敬の念がないからであり、文明の基礎に宗教は不可欠とする。したがつて内務省が国家政策として宗教を重んじるようになつたことは当を得た政策であると考えた（「宜しく認容すべし」『六合雑誌』三）。日本基督教会の柏井園も床次の提案を国家風教のために憂う誠意と時勢の赴くところを洞察した思想の広さに由來するものとして歓迎した（「國家の政治と思想及び道德」『福音新報』二・二九）。

さらに三教合同を歓迎したキリスト教のひとたちはこれによつて、キリスト教が神仏一教と同様に公平に待遇されることになつたと考へた。⁽²³⁾組合教会の牧師武本喜代蔵は國家が宗教の必要をみとめる以上、世界的宗教であるキリスト教を除外することはできなくなつた。キリスト教と自分と対等の位置にひきあげられたことを非難する神仏側の反感は娘に対する姑の愚痴にすぎない。今や自由の舞台に活躍するキリスト教ははなばなし効果をおさめるであろうといつて、その将来を期待した（「反感は姑の愚痴」『六合雑誌』三）。三教合同當時欧米を巡遊していた植村正久も、のちにこの会同を回顧し、「その目的にもその結果にも、余り多くの信任と希望とを描くものにあらずといえども、靈的に遲鈍なる国民に宗教問題を披露し、キリスト教を世に紹介したその功績を認むるに客ならざらんと欲す」（「一九一二年を送る」『福音新報』一一・一六）といつて消極的にせよ、その意義を伝道上の有益などいふこととみとめている。當時『基督教世界』の主筆であった加藤直士にいたつては、キリスト教が他の二教とともに公認されたこととして三教合同をみ、これで三百年來の宿題であった耶蘇教問題が解

決されたという（「三教合同の意義」『基督教世界』三・七）。

このようにして三教合同を賛成するひとたちに対し、これを真正面から反対するか、あるいはこれを警戒する見解を持つたひとたちは少数ではあるが、キリスト教のなかにあつた。最もはげしい反対論をとなえたのは普及福音教会の赤司繁太郎である。彼によれば、政治家が宗教を利用する場合、決して利用するといわず、ひたすらこれを信頼する態度をもつてのぞみ、その成果をおさめようとする。三教合同もその本意は「基督教に対する懷柔手段」である。キリスト教は虚勢にせよ、何にせよ、その勢力を増大させ、外国文明を傘にきて、愚民を扇動してきた。それはとにかく外交、内治上厄介物で、時に妨害となつた。そこでキリスト教を他の宗教と同一に認容するという口実の下に、一方では恩恵をほどこし、他方では束縛を加えることはまことに當を得た政策である。こういつた政教混合の及ぼす害悪がいかに大きいかは欧米のみならず、日本歴史の示すとおりであるというのである（「懷柔手段なり」『六合雑誌』三）。

赤司と同じ教派に属し、当時慶應義塾で教えていた向軍治は合同に対し警戒論を表明する。彼は床次の私見を検討し、たしかに政府が宗教に権威をもたらせようとするることはよいことであるが、その権威は政治的なものであつて、宗教的なものではない。また宗教と政治の結合を計らうという床次の見解は政教分離の原則からみて根本的に間違つてゐる。だから社会的勢力となり得なかつたキリスト教がこの合同をよろこぶのは浅薄な考え方であり、宗教が国家権力と結合すれば、社会的勢力となるだろうが、その腐敗も同時にうまれてくる。また政府がこの合同で一度干渉の端緒をひらくと、保護という名目の下につきつきと干渉の手を伸ばしてくるだろう。健全な国家観をもつキリスト教は政府の保護をうけるよりは、むしろ政府の事業を監督してその進路をあやまらないようにしていく責任があるとなえた（「主意には賛成、形式に反対」同誌、三）。

三教合同を支持するものが圧倒的に多かつた組合教会のなかで柏木義円はちがつていた。赤司や向が政府の宗教政策といふ観点から問題を考えたのに對して、柏木は宗教を真理問題としてとらえる。彼はこういう。床次が宗教によらない限り公

明正大な思想を養成することができないといい、国民道德を養成する上で教育とともに宗教の意義をみとめたのは正しい。しかし宗教は生命をもつてまもるべき真理問題である以上、これを政治の手段として利用するほど有害なことはない。もし内務省が宗教を真理問題として考えるならば、信教の自由を尊重するだけで十分で、それ以上のことをする必要はない。「至誠無私眞理を愛する純粹なる宗教家は放任し置くも自ら互に相許さん腐腸の俗宗教家に至ては如何に周旋して一堂に集合せしむるも徒らにこれ形式のみ何の益かこれあらん内務省当局者にして真に其言の如く宗教の重大なるを悟らば形の上より宗教の世話を為す事より先ず自ら個人々々に己が全心を以て奉す可き宗教を擇択し彼のグラッドストーンが宗教の精神を以て理想ある政治を行わんと期せしが如く為す可きなり」。そうすれば所期の目的も実現されるであろうと（「政府の所謂宗教利用」『上毛教界月報』二・一〇）。

当時『護教』の主筆をしていた高木王太郎にも柏木とちかい見解がうかがえる。彼は床次が宗教を国民道德と密接にかかわりがあることをみとめたのはよいとしつつも、それは「宗教を以て国民道德を進むるの方便と考えたる迄にて、宗教的生活は即ち眞実の意味に於ける人生問題なりとまで考えたるには非ず」といて、床次の宗教理解の浅薄さを指摘する（「宗教的生活」『護教』三・一）。そして内務省当局が宗教の力をみとめるならば、国民が宗教を尊重するようにならびくにとどめるべきで、あとは宗教の自然の発達にまかせるべきである。またこの会同によってキリスト教が利益を得たと見るものがあるが、それは間違いで、宗教の価値は国家がみとめようとみとめまいと、かわらないものである。これを喜んだり、さわいだりするのはおかしいという（「一步進めたるもの」『六合雑誌』三、「大騒ぎをする要を見ず」『中央公論』三）。

高木の立場は宗教の永遠不動の価値をとねえ、これが政治によつて歪曲されることをいましめたものであるが、これとほぼ同じ趣旨に立つて、三教会同を批判したのは内村鑑三である。彼は内務省当局者や会同を歓迎する宗教界のひとたちを俗人とし、彼らはあるときは宗教不用といい、あるときは宗教利用という。しかしかれわれはそれと何のかかわりもなしとい

う（「俗人の宗教觀」『聖書之研究』三）。メソジスト派の別所梅之助も同じ論調である。彼は国家を第一義におく政治家が宗教を済世の手段としたとしても、何の不思議もない。しかしこれによって利用されるのは寺院の宗教、教会の宗教で、自分は宗教を「いと高き者に達せんとする人のあへぎ」とみるから、これは国家によって権威あらしめられるような性質のものでない。國家の力によつてしか発展しないような宗教はつぶれてしまう方がよいという（「何等の不思議も無之候」『六合雑誌』四）。彼は宗教を個人の魂の敬虔的態度とみて、これと制度的な宗教、さらには国家権力はかかわりがないと考えたのである。

以上三教会同政策に対するキリスト教の賛成論、反対論を政治と宗教の関連においてみてきたが、その争点はこの会同が宗教尊重か、宗教利用かということであろう。ここで注意すべきことは大多数の賛成論者も決して政治の宗教利用ないし宗教の政治利用を歓迎したのではなく、そこではあくまで政教分離を主張して、信教の自由をまもろうとしたことである。たとえば組合教会牧師金子白夢は宗教を自己の権威によって立つべきものとし、政治によってその地位を保持しようとする宗教は寄生虫的存在だとする。しかし三教会同はそういうものではなく、宗教家への好意を表明したものだから、この好意を無にすべきではないという（「公的礼法の誕生也」同誌、三）。井深梶之助も床次が国民的風習に調和したキリスト教をとなえたのに対して、それは信教の自由を維持し、良心にそむかない限りにおいてであるといふ。そして三教会同は現段階では何かおそろしい計画が背後にかくされているとはおもわれず、至極公平であるとみた（「各宗協力は可能」同上誌）。柏井園もこの会同で宗教家が何らかの特權を得ようとする卑劣な心をもつならば、この心を断じて排斥するという（「国家の政治と思想及び道德」前出）。

われてきた以上、近代的市民的国家においては政教分離が宗教の自由のための手段として考えられたことは事実である。しかし宗教の自由はそれだけではなく、宗教をえらびとり、その所信を表明し、伝達する自由であり、さらにまたそれにもとづいて集会、結社をつくる自由をボジティイヴにみとめるものである。その中で宗教はこの自由を阻止し、閉塞させる国家権力とたたかい、これを改廃して新しい国家秩序をつくり出すことをこころみ、かくして近代的市民的自由を結びついていった。天皇制絶対主義国家体制の下において床次は今やキリスト教をふくめて三教をまるかかえにし、宗教によって尊王愛国精神を高揚し、労使、地主小作人の衝突を緩和させ、そうすることによってその体制を維持強化させようとしている。こういう政策が近代的市民的自由を拘束するためのものであり、それはひいては宗教人がその所信にもとづいて政治的、社会的な見解を表明していく自由におよぶことはあきらかである。宗教尊重の名において宗教を利用しようとするこの政策に賛同しつつ、しかも宗教の自由をとなえるキリスト教界のひとたちは事態をあまりに表面的にしかみないか、あるいは善意をもってこれにこたえるかのいすれかであった。また会同に反対した高木、内村、別所らにもそういう点では問題がある。彼らは宗教のもつ永遠不動の価値を重要視して、その政治的利用に警戒し、あるいは反対するのであるが、そこで宗教と政治を次元を異にするものとして分離させ、その関係を求めるなどを拒否しようとする。そういう事で宗教の自由はまもれるものではない。高木は別の論説「如何にして敬虔の念を養うべきや」(『護教』一・二六)で、政治に超越する宗教が政治に利用されることをいましめ、今日の宗教不信の時代において宗教を尊重する気風をおこすためには政府の法令ができるものではなく、宗教人が敬虔の態度をもつて事にのぞむこと、そのために今日の時代におけるキリスト教のメッセージがなによりも考えられねばならぬという。この見解はあやまってはいながら、宗教の自由をうみ出し、まもるために不十分といわざるを得ない。

以上のべたところは床次の見解にあらわれた内務省の宗教政策に対するキリスト教の反響であった。ところで床次の見解が公けにされると、文部省はこれに対して不干渉の見解を表明した。国民教育の基礎は教育勅語であり、教育は宗教より独立するから、文部省はこの会同計画に関与しないというのである。そして文部省は教育関係者がこの計画に協力しないように工作していく。

三教会同に対するこのような文部省の態度に対してキリスト教の反響は一致して反対の意を表明している。組合教会の額賀鹿之助は学校行政における宗教と教育の分離をみとめるが、今の文部省がいうような教育万能主義では駄目であるといふ。たとえ教育設備が充実し、その技術が進歩し、高度な学問、技術が教えられても、生きた人格的感化がなければ、教育の目的は実現しない。そういう人格教育は宗教界に期待するべきであり、教育界は感化力のある宗教家をまねいたり、学生が自由に教会に入りするようすすべきであるといふのである（「卓見なりと言ふべし」『六合雑誌』三）。

額賀は当時の宗教不在、小崎のいう無宗教主義的唯物主義的教育を批判したのであるが、文部省もまた道徳教育の価値をみとめており、そのゆえにこそ国民道徳の高揚を教育の理念としてかかげ、その基礎に教育勅語をおいた。文部省の態度を批判するならば、どうしてもこういう教育理念を問題としなければ、問題の所在をみあやまることになる。かつて一八九〇年代の国家主義的反動期において、キリスト教は勅語の教える臣民道徳や日本の国体観念に合致しないという非難があびせかけられた。キリスト教指導者の多くはこれを誤解であると弁明した。それより一〇年余の年月を経、勅語による教育が民衆の中にふかく浸透したかどうかは別としても、少なくもひろく普及し、勅語を基本とした教育を当然としてうけ入れていった当時の社会において、キリスト教界のひとたちはこれをどうみたか。

同志社大学の芦田慶治は文部省が宗教的敬虔なり、これに根ざす道徳的価値判断を除外して道徳教育をしようとするのは浅薄な考へであり、その弊害は大きいとする。そして教育勅語はその精神を学ぶよりも、まず生徒に暗誦させようとするところは僧侶の読経に似ている。学校教育を既成宗教より独立させるというならば、「一種手製の宗教儀式めいたもの」を学校でおこなわせようすることは矛盾ではないかといふ（「利と害と並び至る」『六合雑誌』四）。彼のこういう見解はさきに一八九九年の文部省訓令第一二二号に対して「宗教的分子を学校より駆逐せよ」（『福音新報』一九〇〇・五・九）といって、天皇の御真影崇拜や神社参拝を批判した植村の主張にも通じる側面をもっている。

柏井園は芦田とはちがつたところで勅語を評価する。「我が國民は勅語を尊重すべし、然れども勅語を以て消極的排他的の思想政策の口実となし隠家となすほど勅語に不忠なるものあるべからず。勅語は猶お家訓の如し。家族たるもの誰か家長の家訓を服膺せざるべき。然れども家訓あれば足れり倫理も宗教も哲学も不必要なりと云うものあらば、其の愚及ぶべからず。」そこで政治家、教育家、宗教家はそれぞれの存在意義をみとめ、相互に協力し、宗教と教育の関係を具体化する方法を協議すべきであるといふのである（「國家の政治と思想及び道徳」前出）。柏井は教育勅語が宗教や道徳にとりかえられることを批判したのである。

ただ芦田にしても柏井にしても勅語をもつて学校の道徳教育の基礎とするという文部省の方針を否定しているわけではない。それが絶対化されたり、排他的、独善的に主張されることに反対したのである。彼らは勅語が学校教育において占めるべき位置をあきらかにしたのであり、したがつて教育と宗教の協力をとめた。その基調は床次と同様であったといふことになる。彼らが三教会同に賛成したのは当然である。

これに反対して柏木義円は教育勅語を道徳教育の基礎にすることそれ自体に反対したのである。彼は文部省の見解表明を引用し、文部省が教育を宗教より独立させるという名目の下に、宗教を教育に有害なものであるかのように敬遠する態度を批

判し、教育の基礎は宗教であると主張する。しかしこの事は必ずしも政府が制度的に宗教教育を施すことを意味しない。それは形式にはしり、偽善教育になるからであるといふ。そしてその例証として勅語による教育をとりあげ、「政府制度として教育勅語を以て德育の根本となせと命ずれば教育者は唯々偽善的に形式的に勿体らしく有難た相に喋々これを説き立つなり」という。同様にして政府が既成宗教を以て教育すべきだといふれば、教育者は自分が信じもせぬことをまことしやかに教えるであろう。「徒に死せる制度を特んで活ける信仰を圧迫す、これ当今の德育の形式的偽善的にして無力なる所以なり」（政府の所謂宗教利用」前出）。柏木の主張をおしつめていけば、道德教育の基礎は宗教的道德的人格なり良心であるから、勅語は不用であるということになるだろう。

このほか注目すべき主張は向軍治であろう。床次は自分の見解が文部省の教育方針に矛盾しないと弁明したが、彼は少なくとも文部省の教育方針のほかに宗教による国民道徳の高揚をとなえている以上、文部省の教育方針に一つの限界をさし示したものとみられて仕方がないであろう。これに関連して向の床次批判は手きびしい。彼はこう主張する。床次の真意は学校で德育教育を、社会で宗教教育をということではなく、今日の德育教育が間違つており、全く効果がない。これを廃止して宗教を基礎とした教育を採用せよということであろう。もし床次が眞にそのように考えてゐるならば、なぜそのことをはつきり断言しないのか。もし彼が国家百年の大計のため、そう信じて行動するならば、内務次官の職をかけて文部省とたたかわないのか。およそ人生は一個の主義をもつてつらぬくべきで、曖昧な主義は主義ではない。今日多くの青年が堕落する原因は学校教育が学生に確固たる主義を与えないからである。床次の言動もその例外ではないというのである（「主意には賛成、形式に反対」前出）。

て教育と宗教より分離させるという名目の下に、教育における宗教の意義を排除してはならないということであろう。この主張は一つの政治的 requirement になるだろう。一九一三年六月の官制改革によって従来内務省に属していた宗教局は文部省に移管された。その年の一月奥田文相は三教の代表者を個別的に招待し、その趣旨を説明したが、その内容はさきの床次の見解とほぼ同様のもので、宗教と教育と相協力して国民教化につくすべきことをとくものであった。文部省はこのときにはそこまで一応の譲歩をしたとみられよう。キリスト教側では井深、小崎、元田作之進、平岩恒保らが出席したが、彼らは文部省に対しても、(一)学校の神社参拝は宗教的行為であり、これは神社は宗教の対象でないとする文部省の伝統的見解に反するから、神社の性格をあきらかにすること、(二)小学校児童の教会学校出席を学校教師がさまたげないように善処すること、(三)宗教法人組織の出願を簡素化すること、(四)文部省訓令第一二号を撤廃すること、(五)教諭師にキリスト教をも公平に加えることを要求した(「文相の基督教者招待会」「基督教世界」一九一三・一一・一一)。当時の教会はこれだけのことと公然と政府に要求するだけの実力をもち、政府もこれをうけ入れなかつたにせよ、きくだけの柔軟性をもつっていた。その程度の自由は保証されていたのである。しかしその自由は基本的に一つの条件をもつていた。キリスト教が天皇制国家体制を維持し、それにむかって国民を教化する限りにおける自由である。さきの文部大臣の挨拶にも、宗教がその教義にもとづき、国体を尊重し、世人を教化することを期待するという意味の表現がみられる。政府はキリスト教を弾圧したり、排除するよりも、これをまるかかえにして、国家体制護持のための一つの機能と考えていた。キリスト教界の大多数はこれをキリスト教尊重のしとして評価し、キリスト教もまた政府の期待する国民道徳を振興してゆくことができる宗教であることを自任していた。その証拠に三教会同を論議するなかで、キリスト教を基礎とする国民道徳が何であるか、これが政府のとなえるそれとどう相異するかといったことにおれた論説はまずないといってよい。わずかにアメリカン・ボートの宣教師シドニー・ギューリックが床次の提案に賛同しつつ、その提案のなかに安易に解決できない多くの問題があくまれてることを指摘し、さらに床次

の提案に対しキリスト教も答えるべき問題として今日の資本主義社会における労使、地主小作人の関係、商業道德の問題、男女の関係、愛国心の意味、国家主義と世界主義の問題、宗教の本質をあげている（「宗教と國家」『六合雑誌』三）、「内務省の宗教方針に関する意見」『太陽』四）。三教会同に際してこれだけの展望をもつてキリスト教の国家道德に関する見解をあきらかにしたものは日本のキリスト教指導者のあいだにみあたらない。これは何を意味するかといえば、会同に賛成したも のたちは床次ら政府当局者のいう国民道德を承認していたとみてよい。これがやがて「吾等は各教義を發揮し、皇運を扶翼し、益々国民道德の振興を図らん事を期す」という二月二十六日の会同の決議となり、さらにはさきの文部省への要求においても、文部省の見解にしたがつて、神社の非宗教化を要求するといったことに結びついたとおもわれるのである。

八

三教会同に対するキリスト教の反響のうち、最後の問題であるキリスト教と他宗教の問題にあれておきたい。床次の会同計画が公けにされたとき、これを神仏基三教の合同と解し、当局はそこから新しい宗教をつくるのではないかという印象をひとたちに与えた。内村鑑三もそのひとりである。彼はのちになつて三教会同を「合同」と解し、これを「日本國に於て孔雀とオームとの羽が綴合されて新たに麗鳥が世に現われし觀があつた。」とし、「耶に非ず仏に非ず神に非ず、神道の固陋を破て世界に向て膨張せし者、是れが政治家の手腕に由て日本人に提供せられし新宗教であつた。然れどもその運命は如何。一年後の今日、何人が三教合同を口にするか。三教合同は一時の遊戯に過ぎなかつた。」（『変るざるキリスト』『聖書之研究』一一）。しかし三教会同は決して合同ではない。各宗教がその特性を發揮して国家社会のために協力する目的で会合をひらくところとは床次の「私見その一」にもみられるところである。この点は内村をのぞき、キリスト教界のひとたちは十分理

解していた。三教合同という風評に対し、たとえば高木王太郎は既成宗教をはなれて万民に共通の感情や理想によって新宗教をたてることは空想にひとしいという（「新宗教樹立の空想」『讃教』二・九）。問題はむしろ既成宗教が果して床次のいうように、協力することが可能であるかどうかという事であった。

井深は三教が共同の事業をなすことは困難であるのみならず、きわめて拙策である。当局の意図はキリスト教が日本の国体や習俗にもっと調和していくことであろう。信教、良心の自由にそむかぬかぎりこれをおこなう過程において他宗教と協力し、国民道徳の発展に貢献することができる、と考えた（「各宗協力は可能」前出）。井深が他宗教と協力するという場合、その宗教の存続を前提としなければならない。これに対して否定的な見解もある。たとえば富永徳麿は、三教合同でキリスト教が他宗教と公平にあつかわれるようになると、その後の過程において、諸宗教の間に自由な競争がおこなわれ、優等な宗教は劣等な宗教に勝つといい、進化論的解釈によつてキリスト教の勝利を暗黙のうちに主張している（「反対意見は根拠無し」『六合雜誌』三）。

こういうキリスト教と他宗教の問題を実践的に論じるひとたちのほかに、両者の理論的関係をあきらかにしようとするひとたちもあらわれている。高木王太郎は三教合同によって諸宗教相互の間における排他的態度や新宗教建設の考えが根拠のないものであることになったとし、キリスト教と他宗教の関係を次のように論じる。従来キリスト教を自然理性の上に超越する宗教とし、他宗教と質を異にしたものとみる見解は近代の歴史学や比較宗教学の発達によって否定された。歴史的にいえば、キリスト教も人類の普遍的な宗教意識の発展過程において到達された諸宗教の一つでしかない。その意味でキリスト教と他宗教の相違は絶対的なものではなく、相対的なものである。キリスト教は宗教意識の最も進化したもので、その意味でその優越性がみとめられるべきであろう。この主張は別に新しいものではない。すでにキリスト自身、自分の教えをニダヤ教の成就とし、初代の教父はロゴス説をもつてキリスト教をギリシア哲学の完成とみた。キリスト教と神道、仏教、儒教と

の間にも類似点はある。神道の天神主神、皇產靈神などはキリスト教の天父、造物者と趣を同じくし、仏教の真如とキリスト教の神は天地の本体、宇宙の実在たることにおいて一つであり、原始儒教の天はキリスト教の人格神に通じる。仏教の慈悲、儒教の仁はキリスト教の愛とかわらない。世界の諸宗教はその本源において超自然的であり、その進化発展においては自然的である。そこからキリスト教は他宗教を敬重し、キリスト教を日本に受容する素地を他宗教がつくれていたことを感謝しなければならない。しかしキリスト教は諸宗教のうち最も優秀な宗教であるから、他宗教の宗教的観念を吸収し同化し、これを統一することになるだろう、というのである（「基督教と他の諸宗教」『護教』一一・二、『新宗教樹立の空想』前出）。これとほほ同じ見解に組合教会の三井芳太郎「宗教学上より見たる基督教の位置並に予が他宗教に対する態度」（『基督教世界』三・一四）がある。

こういう見解がうまれてくる背後には二〇世紀前後より東京大学などにおいて、姉崎正治らを中心として、比較宗教学が日本にも紹介されたこと、ひろく当時の風潮として東西文明思潮の交流ないし融合ということが論壇をにぎわすことになったことが考えられる。高木らの見解はこういう風潮を敏感に反映したものである。しかしいつたまキリスト教と他宗教がともに立っている宗教意識とは何なのか、キリスト教が他宗教に優越するとか、それらを完成、成就するというが、それはどういう意味かについては振りさげられていない。高木の見解は絶対宗教としてのキリスト教の優越性というハーゲルの立場を単純に導入して、キリスト教と他宗教の関係を論じたものにすぎない。

概してこの時期にみられるキリスト教と他宗教の関係に関するキリスト教界のひとたちの意見は東西思潮の交流ないし融合という風潮に影響され、両者の共通の地盤を見出すことに努力が払われ、しかもキリスト者であるということを否定し得ないために、キリスト教が他宗教を同化、吸収していくことを論じる傾向がつよい。小山東助『久遠の基督教』（一九一二）、富永徳麿「基督教と仏教の接触」（『新人』七一八）などはその例証となる。そこでは両者の相互理解の努力と眞実の対話

がうまれるのは当然であろう。

九

最後に三教合同の模様をのべよう。一九一二年一月二五日内務省招待による三教合同が華族会館でひらかれた。内務省宗務局長の招待状に応じて出席したものは教派神道一三名、仏教五一名、キリスト教七名であった。政府側よりは原内相、床次内務次官をふくめ計一一名の当局者が出席した。会同はきわめて簡単なもので、全体の時間はわずか一時間半であった。はじめに広間で参会者があつまり、ついで原が挨拶をし、この会は懇談会であり、世運の進歩とともに精神界の健全な発達と社会の改善のため宗教家の尽力を期待するという趣旨のことがのべられた（『原教日記』一一・一五）。これがおわると食事となつた。だから懇談会といつても、おたがいに個人的な挨拶や雑談程度のものにすぎず、原の挨拶に対しても宗教側の意見がのべられたわけでもなく、ましてや政府と宗教側の間に政治上の話し合いなどは何一つなかつた。このようにして政府の三教者招待の会では何ら積極的な意図が表明されることなく、あえていえば、三教合同を是非ともひらきたいという床次の悲願がとおっただけにおわつたのである。これは三教合同に反対する保守的教育家やジャーナリズムの世論におされ、真宗大谷派らの運動に政府も手を焼いた結果とみることもできよう。しかしそれでは三教合同に積極的意義を見出した宗教側のひとたちは満足しない。彼らは会合のおわりに翌日午後ふたたび華族会館にあつまり、何らかの具体的なとりきめをおこなうことを發表した。

翌日の会同にさき立て三教はそれぞれ別の会合をひらき、下相談をした。神道は二五日夜神田の天理教教会で、仏教は二五日夜常務幹事会、二六日前芝の増上寺に代表者のはかに各派の寺務長、姉崎正治を加え、キリスト教は二五日夜銀座

会館に代表者のはか海老名彈正、加藤直士らを加えてあつまつた。そこで彼らはそれぞれ當日提案すべき内容のものを次とおりにつくつた。

(神道) (一) 每年時を期して三教各教宗派代表者会同を企て、益々友誼を厚うすること、(二) 三教各教宗派は互いに力を致して益々風教の振興を計り世界無比の國体擁護に力むること、(三) 三教各教宗派は互いに人道の尊重と世界の平和とを計るべきこと、(四) 前条の実行上互いに氣脈を通ずる為め三教より各委員を定むること。

(仏教) (一) 各宗派はその教義を發揮し、皇運を扶翼し益々國民道德の振興を計らんことを期す、(二) 政府當局者は政治宗教及び教育の間に於ける阻隔を融解しその調節を計らんことを望む。

(キリスト教) 吾儕は今回三教者会同を催したる政府當局者の意思は信仰自由の大義に基き宗教本来の權威を尊重し国民道德の振興社會風教の改善の為めに政治教育宗教の三者各々その分界を守り同時に互に相協力し以て皇室の威徳を翼賛し時勢の進運を資けんとするに在ることを認む是れ吾儕宗教家年来の主張と相合致するものあるが故に吾儕はその意を諒とし将来益々各自の信仰の本義に立ち奮励努力國民教化の大任を完うせんことを期し同時に政府當局者も亦誠心銳意この精神貫徹に努められんことを望む右決議す (『宗教家懇談会』) 『基督教世界』二・二九、「三教会同の決議」『万朝報』二・二七)。

二六日午後三教の代表者および代理六九名があつまり、これに床次、斯波(宗務局長)、姉崎が出席した。しかし協議会になると、彼らはこれに参与しなかつた。その意味ではこの会同は形式的には三教のひとたぐの自主的な協議会であった。この協議会は仏教側の反対で、新聞記者など外部のものに公開されなかつた。協議会の中心問題はさきにあげた三教の三つの提案から一つの決議をひき出すことであつた。それは容易でなかつたが、神道の柴田礼一、仏教の弘津説三、キリスト教の本多庸一が修正委員に指名され、相互の意見の調整につとめ、ようやく決議案を得て、満場一致で採決された。本文は次のとおりである。

「吾儕は今回三教者会同を催したる政府当局者の意思は宗教本来の権威を尊重し国民道德の振興社会風教の改善の為めに政治教育宗教の三者各々その分界を守り同時に互に相協力して皇運を扶翼し時勢の進運を資けんとするに在るを認む是れ吾儕宗教家本来の主張と相合致するものなるが故に吾儕はその意を諒とし将来益々各自信仰の本義に立ち奮励努力国民教化の大任を完うせん事を期し同時に政府当局者も亦誠心銳意この精神の貫徹に努められんことを望み左の決議をなす

一、吾等は各その教義を發揮し皇運を扶翼し益々国民道德の振興を図らんことを期す

二、吾等は当局者が宗教を尊重し政治宗教及教育の間を融和し国運の伸張に資せられんことを望む

右決議す

明治四五年一月一六日

三教会同者姓名（イロハ順）

この決議をさきの各宗教の提案と比較すると、大体前文はキリスト教より、本文の一項は仏教よりとっている。全体に重複が多いのはこういう妥協を機械的にやつてのけたためであろう。それからキリスト教の提案にあった「信仰自由の大義に基き」という表現は決議では抹殺された。そのかわりというわけでもなかろうが、キリスト教のいう「当局者が宗教を尊重し」が仏教の提案に加えて、本文の第二項に入れられている。神道の提案のうち、各宗教が人道と世界の平和のために努力するべきだという理由でみとめられなかつたかは不明であるが、国民道德の振興ということのなかにこめられていているとみられたのかも知れぬ。また三教より委員を選出すべきだという提案については、キリスト教も同意し、本多が具体的に各宗教代表の数字まであげたが、これに對して仏教が反対したので、決議のなかに加えられなかつた。この問題については仏教側は二五日夜、二六日午前の会合で論じられたが、各派の意見がまとまらず、結局会同継続には消極的反対といふ態度に出ざるを得なかつたようである（「仏教常務幹事会」『中外日報』二・一八、「一日田舎同雑感」同紙三・一）。

協議会がおわってのち、床次はこの決議を歓迎するといい、今後もこのような会同を重ねてゆきたい旨をのべ、政府も宗教の利益のために努力したいといった。⁽²⁴⁾ しかし今後政府が会同をつづけていても果して宗教側が応じるかどうか、その見通しは必ずしもあるべくなかった。神道は歓迎したが、仏教の望月信亭はそれをなりゆきにまかすといって消極的態度をしめし、キリスト教の本多は会同が重ねられるか、消滅するかは全く疑問であるといつてゐる（「三教会同の今後」『万朝報』二・二七）。望月、本多は会同に積極的な賛成者であつたが、政府がこれに対しても十分こたえてくれなかつたこと、三教の間にわだかまるいろいろな利害や立場の相違を調停することが困難であることを知るにおよんで、こういう意見をもつよくなつたとおもわれる。

さらに二八日宗教家と教育家の会合が姉崎の尽力で実現した。これはさきにものべたように、床次が計画して実現できなかつたことであり、学者、宗教家二〇名の発起といふいわば民間ベースでなされた。だから床次らは参加しなかつた。発起人を代表して井上哲次郎が挨拶をし、柴田礼一、土宜法竜、本多庸一がそれぞれの宗教を代表して話し、教育家より伊沢修二が意見をのべた。いずれも宗教と教育が国民教化のために協力すべきことを説いた。これに参加したものは二一〇余名であるが、そのなかに三教会同に批判的であった赤司繁太郎、向軍治が加わつていることは興味ぶかい。彼らは政治と宗教の結びつきを警戒したが、民間のこころみた自發的な会合には協力するゆき方をしめした。しかし新仏教の幹部はこの会合そのものを不可としなかつたが、計画の動機に誠意が欠けるといつて出席しなかつた（「俗学者の会同」『大阪朝日』二・二七、宗教家教育家大懇親会』『中外日報』三・二、一一）。

会 同 (土肥)

この会合ののち、キリスト教の出席者四〇余名は別室で今後の相談をし、日本基督教會同盟の名で三教会同の決議の趣旨をのべ、積極的伝道をこころみることをあきらかにした公開書を出すべきであるとし、『基督教世界』、『福音新報』、『護教』の記者たちが公開書の起草にあつた。公けにされた公開書は三教会同の決議を紹介し、それに即応したキリスト教の

国家的使命をあきらかにしたものである（「公開書」『基督教世界』三・七）。

三教合同の模様はこのようなものであるが、これを要するに各宗教の代表者たちは政府の宗教政策を宗教尊重のあらわれとし、その「眞意を諒とし」、政府の期待した天皇制国家体制を道徳的に維持していくことを自発的に誓約した。果して各宗教が自己の教義を發揮することと、いう体制護持が必然的に結びつくかどうか、さらに国民道德の振興といつても、その意味内容が各教でどれだけ相違するかといった問題に十分なとりくみがなされず、これらは無造作に処理されてしまった。その結果表明された決議は無内容、無氣力なものとなり、しかもこれを外部に誇大に発表することは世論の批判をかうだけであった（「三教合同の意義」『万朝報』一一・二九）。

結 び

いくつかの事を述べてこの小論の結びにしたい。

(1) たしかに床次の三教合同計画は、従来のように、天皇制国家権力による法制上の宗教統制政策ではない。しかしもともと天皇制国家権力と結びついていた彼は国民道德の振興の名において天皇制とゆき着した資本主義体制を維持、強化していくことを考えていた。彼はそういう目的のために諸宗教の思想的、道徳的統制を考えたのである。しかもその方法は宗教尊重という美名のもとにこれを懷柔し、彼らが自発的に体制に従属、奉仕するようにしむけるというはなはだ巧妙な宗教利用政策であった。こういう事態を見抜いたものはきわめて少数のひとたちであり、大多数の宗教家たちはこれを自分の宗教的、政治的利害を念頭において、その政策に協力していくた。

(2) 三教合同計画に反対していくひとたちはさまざまであった。キリスト教の害悪をとなえる加藤弘之、宗教の教育へ

の侵害と憤る文部省、自派の宗教的信念と政治的特權に固執する真宗大谷派、信教の自由、政教分離をとなえる新仏教、一部のキリスト教思想家、そして万朝報などのジャーナリズムなどである。この意外に大きい反対運動によって内務省は次第に軟化せざるを得なかつた。しかも軟化するに応じて、さきにのべた巧妙な擬装的宗教統制政策をうち出した。かくして反対論やその運動は三教会同そのものを中止させるにいたらなかつた。反対論の立場はお互にあまりにも相異しており、その運動も単発的なものにおわり、十分な組織活動に発展しなかつたため、床次の悲願にも似たこの会同計画を阻止する力に到底なり得なかつた。

(三) 宗教界において三教会同に賛成するにせよ、反対するにせよ、政治と宗教、教育と宗教、諸宗教相互の関係といった基本的問題について十分な掘り下げがなされなかつたことは賛成者、反対者のいずれにおいてもそれぞれの意志の統一や活動をみだし、また三教会同そのものをも空虚なものにしてしまう結果となつた。仏教界でこれらの問題について有力な發言をしたのはもっぱら新仏教のひとたちで、これに対する説得力ある反論は会同賛成者のなかからはほとんどなされていない。キリスト教界でも賛成論と反対論は相互にきりむすぶことなく、したがつて三教会同計画に対する一般信徒の反応はみられない。かくして会同計画はその指導者層の話題におわり、会同が終つてのちに、教会同盟の組織をとおして各地に浸透させてゆくところみなされるという始末であつた。

(四) 特にキリスト教界の問題として三教会同を考えてみよう。たしかに三教会同に関連したキリスト教界の全般の動向は国家権力や社会体制に次第に妥協していく一つのメルクマールになるだらう。しかしキリスト教関係者の見解を個別的にあたってゆくと、少數ながら会同反対論もありその趣きも一つではない。また賛成論といつても、そこにはいろいろな含蓄のこめられた議論が展開されている。

なかつたこと、少なくも宗教尊重ということが、その動機は別として、うたわれたことはキリスト教にとってよろこばしい時のしるしだった。問題はこれが彼らがかねてより念願してきた信教の自由とどう関連するかであった。両者を直接的に結びあわせて会同を手放しでみとめるもの、これをあいいれぬものとして会同に真正面から反対するもの、信教の自由を条件にすえて三教会同の動きを警戒の眼をもつて見るものなどがそこにあらわれた。しかしそのいずれにおいてもこされた問題はいつたい国家の正しい宗教政策とはどういうものであるべきかという積極的建設的な展望である。信教の自由が正しく行使されるような法秩序の問題であり、政治体制の問題である。同じ様なことはもう一つの争点ともいいうべき国民道德についてもいえる。それはキリスト教の側からいえば、キリスト教の提示する新しい国民のモラルは何かということである。キリスト教がとなえる自由とか平等の秩序にならうようには國家をどのように形成していくべきか、資本主義的社會体制において階級的利害の衝突するなかで、これをどう処理していくのかといった問題にこたえてこそ眞の國民道德の振興もはかれるのである。こういう問題を日露戦争後、あるいは大逆事件後の政治的社會的体制のなかで問う努力は少なくも明治末期のキリスト教界に不在であつたのではないか。この問題はしかし一九一二年のことだけではない。今日のキリスト教界にも問われている問題である。

- (22) 三教会同に関するキリスト教の反響については当時の『基督教世界』、『福音新報』、『護教』など各派の機關誌、『上毛教界月報』、『聖書之研究』、『新人』、『六合雑誌』、さらに『中央公論』、『太陽』の論説があげられる。特に『六合雑誌』三月、四月号には五七名にのぼる宗教家、教育家、政治家たちのアンケートがあり、はなはだ有益な資料となるだろう。
- (23) 三教会同でキリスト教が他宗教と公平なあつかいを中央の政界でうけたからといって、その後キリスト教が直ちに民間でそういうあつかいをされることにならなかつた。三教会同より数ヶ月後におこつた新潟における楠公事件というのは、会同の皮肉な結果をよくしめしている。この事件というのはこういうことである。この地で組合教会の関東部会がひらかれたとき、その地の諸学校々長、市長らが発起人となり、六月四日師範学校で野口末彦、平田義道、海老名彈正の講演会がおこなわれた。これは三教会同の結果、教育関係者がキリスト教への関心をつよくもつたためであろう。ところが平田が自分の回心についてかたるなかで、自分は楠正成の七生報國の誓いに感動し

(24)

ていたが、キリスト教の愛敵の精神にあれ、キリスト教の優勝点を見出したという話をしたとき、中学校長中馬はこれを國家の大問題として質問した。これを保守的な新聞であった『東北日報』がとりあげ、平田の話は國民道徳に反すると非難した。そしてこれが発端となつて師範学校長江口は県知事森より辞職させられた（「新潟に於ける楠公事件」『福音新報』六・二〇、「学校と宗教」『基督教世界』七・四）。三教會同をもつてキリスト教公認のしるしとしたり、伝道上の便宜と考えたひとたちの観測の甘さがここからも知られる。

床次は三教會同計画達成のよろこびのため、その途中の苦々しい経過を忘れてしまったようである。そして今後もこれを重ねていきたいという願いを、彼が内務大臣になつたとき、やつてのけた。當時宗教問題は文部省の管轄であったが、思想問題は内務省ということであり、あえてこころみたのであろうとおもわれる。すなわち一九一九年五月二十四日彼は三教者七〇余名を官邸にまねき、第一次世界大戦後の民力涵養のために彼らの協力を要請した。床次はそこで三教者に「立國の大義を明らかにし、國体の精華を發揚し、健全な國体觀念を養成する」とか、國民が「勤儉力行の美風を作興し、生産の資金を増殖して生活の安定を期せしむること」を期待したが、大戦後の不況、普選運動、労働運動の激化のなかでこういうことをのべたのであり、その趣旨は三教會同のときの私見とかわらない。『福音新報』はこの会を三教會同のような押しつけがましいことではなく、単なる依頼であり、懇談であったという（「内務大臣官邸に於ける宗教家招待会」『福音新報』一九一九・五・二九）。しかし三教會同も結局懇談におわつたのである。